

国・地方自治体・福祉等の分野における 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会 (第5回) 議事録

第1 日 時 平成26年9月17日(水) 自 午前10時00分
至 午後0時00分

第2 場 所 都市センターホテル6階601会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けた試行方策案の進捗状況等について
 - 1) 地方自治体と弁護士会の連携構想全国版
 - 2) 弁護士等の国・地方自治体・福祉等への任用促進等について
 - 3) 条例づくり・レビュー等の支援について
 - 4) 包括外部監査制度に関する課題と取組について
 - 5) 福祉分野に関する課題と取組について
- 3 その他
- 4 2, 3を踏まえた意見交換
- 5 今後の検討について
- 6 次回の予定, 閉会

第4 出席者等

田島社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事(座長), 泉明石市長, 北川早稲田大学政治経済学術院教授, 大貫中央大学大学院法務研究科教授, 中西内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官, 佐熊法曹養成制度改革推進室参事官補佐, 鈴木法務省大臣官房司法法制部参事官, 相原日本司法支援センター事務局長, 尾又常勤弁護士総合企画部常勤弁護士総合企画課課長補佐, 谷日本

弁護士連合会事務次長，菊地日本弁護士連合会法律サービス展開本部副本部長，谷垣日本弁護士連合会法律サービス展開本部委員，幸田日本弁護士連合会法律サービス展開本部委員・神奈川県大学法学部教授，八杖日本弁護士連合会法律サービス展開本部委員，川村日本弁護士連合会子どもの権利委員会副委員長，総務省オブザーバー，文部科学省オブザーバー，厚生労働省オブザーバー，公益社団法人日本社会福祉士会オブザーバー

○谷次長 会議の開始前ではございますけれども、1点御連絡がございます。本会議の議事録作成のために会議内容を録音させていただきますので、その点御了承を頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは予定の時刻となりましたので、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の第5回会議を始めさせていただきますと思っております。

前回に引き続きまして、本日司会を担当させていただきます日本弁護士連合会事務次長の谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、初めに、本日の配布資料の確認をさせていただきますと思っております。皆様のお手元にお配りしております資料は、資料目録という表紙が付いた冊子を御覧いただきますと、資料1から8まで、枝番等ございますけれども、合計15点で、それから別冊資料が3点ございまして、合計で18点でございます。また、大貫教授からも資料を頂戴しておりまして、これは別冊という形になっておりまして、後ほど大貫教授より御説明を頂ければと思っております。

それから、それとは別に机上配布資料として3点用意をしております。1点目は「弁護士会における地方自治体等との連携活動について」という資料でございます。これは、これまで日弁連が全国の弁護士会に対して自治体との連携活動の状況について調査を行ってきたものを、棒グラフなどを用いて整理した資料でございます。調査がまだ完全に終わっていないということもございまして、途中経過の報告として、この場限りの資料とさせていただきます。

それから2点目でございますけれども、札幌のシンポジウムのチラシでございます。11月25日に予定しているシンポジウムでございますけれども、こちらは未定稿ということで、机上配布とさせていただきます。

それから3点目は日本地図が表裏に印刷されたものでございまして、弁護士・法曹有資格者の都道府県職員マップと同市区町村職員マップでございます。こちらは、4-2の資料から更に一部の非常勤職員の情報などを入れて、より詳細にしたものでございます。資料4-2というのは、冊子の63ページ以下、地図の部分65、66ページに載っておりますけれども、これに加えて非常勤職員の情報も入れてより詳細にしたものが、机上配布資料3でございます。ただ、こちらにも、網羅的に確認したデータではないということでございまして、この場限りの資料として机上配布とさせていただきます。資料の説明は以上でございます。

この机上配布の3点につきましては、いずれも先ほど申し上げましたように、ホームページでは公表しないという扱いにさせていただきますと思っておりますが、座長、よろしいでしょうか。

○田島座長 はい。

○谷次長 ありがとうございます。

それでは議題に移りたいと思っております。この分科会では、前回まで幾つかの試行方策について、それぞれ担当していただいている方から御説明を頂きまして、意見交換をさせていただきました。本日もまずそれらの試行方策につきまして、前回からの進捗状況について、引き続き担当していただいている方から御報告をお願いしたいと思っております。

まず、地方自治体等と弁護士会の連携構想全国版につきまして、御報告いただきたいと思っております。御報告を頂きますのは、日本弁護士連合会法律サービス展開本部自治体等連携セン

ター事務局長谷垣岳人弁護士でございます。どうぞ、よろしくお願いたします。

○谷垣弁護士 それでは谷垣から、全国版行政連携構想の進捗状況と今後の予定について御報告させていただきます。初めに、配布資料2, 3ページを御覧ください。A3の見開きになっていますが、こちらは当分科会で御議論いただいておりますテーマごとにそれぞれに対応する施行方策の進捗状況と今後の予定を1枚紙にまとめたものでございます。このうち、全国版行政連携全般につきましては、一番上の欄に記載されておりますが、その施行方策は大きく分けて二つの方向性がございます。一つは、自治体向け方策でございます。これまで集計分析等を進めてまいりました自治体における法的ニーズに関するアンケート調査や、自治体の常勤職員として活躍する法曹有資格者に対するアンケート調査の結果等を、全国の自治体にフィードバックすることによって、ニーズの更なる喚起を図るというものでございます。

もう一つは、各弁護士会向けの施策でございます。現在、最終的な分析取りまとめ作業を行っております弁護士会と自治体等との連携活動に関する実態調査の結果を、先ほどのニーズ調査の結果等とともに全国の弁護士会にフィードバックして各弁護士会における連携活動の活性化を図るというものでございます。これらの方策の詳細につきまして、各調査結果の分析等を踏まえて順次御説明をしてみたいと思います。

なお、このロードマップに記載しております各テーマにつきましては、相互に密接に関連してございまして、特に全国版行政連携全般というテーマにつきましては、他の全てのテーマに共通するものでございまして、そこに記載されている施行方策は、同時に他のテーマの施行方策でもあるという点につきお含み置きの上、御覧いただければと思います。

それでは、まず自治体における法的ニーズのアンケート調査結果でございますが、配布資料3-1, 5ページから40ページまでを御覧ください。これは前回の分科会で配布させていただいた集計結果の分析をまとめたものでございます。主なポイントは次のとおりでございます。まず、顧問弁護士以外の外部弁護士の活用につきまして、顧問弁護士については大半の自治体で既に委嘱が行われております。しかしながら、職員向け法律相談等を顧問弁護士以外の外部弁護士に委嘱している自治体は、総務部門で10%、福祉・学校教育部門で4%と、ごく僅かにとどまっております。

しかし、顧問以外の外部弁護士につきまして、各種審議会の委員等の委嘱以外にも、行政対象暴力やクレームの対応、公金債権の管理回収など、特定分野の事務処理や共同研究、職員向け研修、現場レベルでの法律相談等を中心にその活用が有益であるとの回答が相当数ございました。

次に、弁護士会との連携につきましては、今回非常に多くの自治体から、興味があるという御回答を頂きました。総務部部門で78%という回答結果となっております。連携に当たりましては、やはり各弁護士会で実施している連携内容等の周知と自治体からのアクセスルの確保が課題となっているようであり、連携メニューの提供というものと自治体ニーズに対応する窓口の設置、この二つを希望する回答が非常に多いという結果となっております。

また、弁護士会が制度化する自治体向け事業につきましても、総務部門、福祉・学校教育部門ともに職員向けの研修講師の派遣、更に各種審議会等の委員への委嘱、委員の推薦に加えまして、次の三つ。一つは部門レベル、現場レベルでの職員向け法律相談担当弁護士の派遣。二つ目として、クレーム対応、債権管理回収などの特定分野ごとの職員向け法律相談を担当する弁護士の紹介。三つ目は条例等の立案のための助言、指導。この三つが中心に非常

に高いニーズがあるという結果となっております。

なお、このアンケートでは、法曹有資格者の職員任用についても、多様な観点から回答を頂いておりますけれども、この点につきましては、後ほど御説明させていただきます。

引き続きまして、各弁護士会における自治体等との連携活動に関する実態調査について、御説明いたします。この実態調査につきましては、今年6月に一次回答の取りまとめを各弁護士会にフィードバックいたしまして、内容の再確認を要請いたしました。現在、二次回答の最終的な分析、取りまとめの作業を行っているところでございます。机上配布資料の1を御覧ください。これは先ほど御説明がございましたが、現在回答のあった50の弁護士会における連携活動を分野ごとに法的サービスの利用者や形態等で分類いたしまして、実施済み、あるいは実施予定の弁護士会の数を棒グラフで示したものでございます。

全体として見ますと、非常に幅広い分野で様々な連携が行われておりまして、審議会委員等の推薦のほか、市民向け法律相談、市民向けの講座への相談員とか講師の派遣などについては、大方の弁護士会で実施されているという状況でございます。また、高齢者・障がい者問題や民事介入暴力、行政対象暴力、多重債務者救済や消費者問題などの分野につきましては、連携が相当広がっているということがうかがえます。

しかしながら、他方で、自治体から事業化のニーズが高かった、クレーム対応ですとか、債権管理回収などの特定の分野の職員向け法律相談を担当する弁護士の紹介、あるいは条例制定支援などに取り組んでいる弁護士会はまだまだ少ないという状況でございます。

なお、連携メニューの提供とか、相談窓口の設置などにつきましては、後ほど各弁護士会の取組状況を若干詳しく御説明させていただきたいと思っております。

この実態調査結果につきましては、現在弁護士会の規模別、サービスの利用者や形態別にクロス集計を行いまして、先ほどの自治体ニーズ調査の結果を踏まえた分析作業を進めているところでございますが、今年の11月を目処にこの分析結果をニーズ調査の結果とセットで各弁護士会にフィードバックし、地元の自治体のニーズに的確に対応できる態勢の整備や、新たな連携活動の展開につなげてまいりたいと考えております。

それから、先ほどちょっと詳しく説明すると申し上げました各弁護士会における連携に向けた態勢の整備状況について、補足して御説明させていただきます。まず、自治体ニーズ調査で要望の非常に多かった連携メニューの作成状況でございますが、別冊で配布させていただいている、オレンジの東京弁護士会「自治体連携プログラム」、それから「実現します！府市民の幸せ～京都弁護士会 行政連携のお品書き～」という冊子を御覧ください。これまでの分科会でも大阪、福岡県、熊本県の各弁護士会で作成されたものを配布させていただいておりますけれども、その後このように東京弁護士会、京都弁護士会でも作成され、受付自治体に提供されているという状況でございます。また、今後こうした連携メニューにつきましては、複数の弁護士会でも作成予定という状況でございます。

次に、自治体ニーズに対応するための窓口につきましては、大阪、東京、京都のように一元的な受付窓口を設置しているというところもありますし、福岡県、熊本県のように、分野ごとに窓口が異なるところもございます。このほか、佐賀県弁護士会では、数年前から自治体ごとに広報担当者を含めまして、弁護士会の各種イベント等の広報をするとともに、自治体からの問合せ窓口にもなっているという状況でございます。

その他、自治体向け広報や会内でマッチングマネジメントを行う組織といたしましては、

大阪の行政連携センターのように、行政連携専門の独立した委員会組織を設置しているところと、東京、福岡県、愛知県のように、既存の委員会の中にプロジェクトチームや部会を設けるところもございます。

こうした各弁護士会における連携に向けた体制の整備につきましては、本年7月に日弁連から各弁護士会に対して、連携メニューの作成、窓口の設置、更に行政連携対応責任者の選任について検討を要請したところでございます。

続きまして、今後のイベント等について、説明させていただきます。一つ目としまして、配布資料3-2、41ページを御覧ください。こちらは大阪弁護士会が近畿弁護士会連合会との共催で今月の25日に大阪で開催するシンポジウムのプログラムでございます。近弁連会内の自治体や弁護士を招いて、管内の六つの弁護士会がそれぞれ独自の連携事業を発表し、意見交換を行うというものでございます。各弁護士会が弁連単位で主体的に企画し、実施する全国初のイベントであり、今後こうした動きが他の地域にも広がるように推進してまいりたいと考えているところでございます。

それから机上配布資料の2でございますが、本年の11月25日に札幌で開催するシンポジウムのチラシの案でございます。

また、資料にはございませんが、このシンポジウムの当日の午前中に、道内の四つの弁護士会の関係者にお集まりいただきまして、先ほどの弁護士会の連携活動に関する実態調査や東京、大阪での連携の実践例を踏まえて、行政連携に関する意見交換会を開催する予定でございます。

同様のシンポジウムにつきましては、昨年来、福岡、仙台、愛知で行ってございまして、札幌でのシンポジウムは第4弾になるわけですけれども、来年以降も四国の高松など、全国各地で開催してまいりたいと考えております。また、来年10月には、日弁連の弁護士業務改革シンポジウムを岡山で開催することが検討されていますが、このシンポジウムでも弁護士会と地方自治体との新たな関係構築に向けてというテーマで分科会を設けて、弁護士会と自治体等との連携活動の活性に向けた取組の成果と残された課題を検証し、新たな関係を展望すべく準備を進めているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○谷次長 ありがとうございます。御質問とか御意見等は、また後ほどまとめて御発言を頂くということにさせていただきまして、続いて、弁護士等の国・地方自治体・福祉等への任用促進等について、御説明をお願いしたいと思っております。このテーマにつきましては、前回までは実は試行方策という位置付けではなくて、その他の課題と対応策という位置付けで御報告等をしてまいったところでございます。しかし、今般、日弁連に法律サービス展開本部自治体等連携センターが設置され、その中でこの任用促進の課題も扱っているということで、この課題は、法律サービスの自治体等との連携という課題とは密接に関連をしておりますので、今後は、地方自治体等と弁護士会の連携構想全国版の具体的試行方策の一つとしまして進捗状況の御報告をさせていただきたいと考えております。そういうふうな位置付けを少し変えたいと思っておりますけれども、皆さん、御異議はございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、引き続きまして同じく谷垣弁護士から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○谷垣弁護士 それでは、任用推進に向けた取組の進捗状況と今後の予定につきまして、御報告させていただきます。

最初に、配布資料の4-2, 63ページを御覧ください。こちらは現時点における地方公共団体で活躍する法曹有資格者の在席状況等をまとめたものでございます。この2枚目の表裏にそれぞれ都道府県別と市町村別に在席状況を示したマップを付けてございますが、別途同じようなマップを配布資料の3として配布させていただいておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

冒頭御説明ございましたように、従前のマップには常勤職員の在席状況のみを記載しておりましたが、今回こちらのマップには、ひまわり求人求職ナビ、日弁連で運用しているものでございますが、このシステムを通じて募集がなされたものに限って、非常勤職員と任期付の短時間勤務職員、この二つの職員の在席状況も追記いたしました。また、現在募集中、あるいは選考中、あるいは内定済みという自治体、更には過去に在席した自治体についても併せて記載させていただきましたので、御参照いただければ幸いです。

続きまして、先ほど御覧いただきました配布資料2, 3ページを御覧ください。こちらの表の2段目に公務員任用推進に関する施行方策のロードマップが記載されておりますので、再度御覧ください。中身について、順次御説明させていただきます。まず、行政連携全般のところはその図では記載されておりますけれども、矢印で下に出ておりますが、自治体に対するニーズアンケート調査というものがございます。先ほど御説明したものでございますが、このうち法曹有資格者の任用に関する設問の回答結果について、主なポイントを御説明させていただきます。

改めて、配布資料の3, 5ページを御覧ください。ポイントといたしましては、まず法曹有資格者の職員任用について、具体的計画があるとの回答が総務部門で26, 現在検討中というのが31, 未検討ながら関心があるというのが364となっております。これらの回答を合わせますと全体の73%を占めているという状況でございます。

しかしながら、その一方で、各自治体が実際に採用を検討するとした場合に、庁内から出てくることが予想される消極的な意見の内容について質問いたしましたところ、顧問弁護士等で足りるとというのが498団体、任用コストや職員の定数管理の問題があるというのが400団体、必要、有用性を説明しにくいというのが237団体、募集してもどれだけ応募があるか不安であるというのが157団体という結果になっておりまして、拡がりつつある自治体の関心を最終的に募集、採用にまでつなげるにはまだまだ相当なハードルがあると言わざるを得ない状況でございます。

次に、実際に法曹有資格者を任用した自治体からの回答状況について御説明させていただきます。まず、募集に際して苦労した点として周知方法のほか、実務経験年数等の応募資格、あるいは給与等の待遇をどう設定すればいいのか苦慮したという回答が非常に多かったということです。それから、応募が少なかったという回答や、応募がなかったために、応募資格を実務経験年数2年以上から1年以上に変更して再募集したという回答もございました。

他方、任用のメリットにつきましては、気軽に相談できる、迅速な対応が可能になって、職員全体の法務能力の向上につながっている、職員が自信をもって仕事に取り組めるという回答が非常に多かったのですが、より具体的なものといたしまして、各担当課からの相談件数が増加しており、埋もれていた問題の掘り起こしに大いに寄与しているという回答、それ

から、顧問弁護士に相談する際にも内容を整理した上で相談できるという回答、顧問弁護士との連携により、問題の解決が確実・迅速に図れているといった回答もございました。

次に、顧問弁護士等との役割分担の影響につきましては、37ページに全体のまとめがございます。こちらを御覧いただければと思います。

顧問弁護士との役割分担につきましても、それぞれ顧問弁護士と内部の法曹有資格者、それぞれの特性をいかしながら、総じてうまく使い分けがなされているという状況にございまして、両者の連携による相乗効果も相当に上がっているという状況が見てとれます。法曹有資格者を任用した後も、顧問弁護士との契約を継続している自治体が大半で、訴訟も内部の法曹有資格者だけが担当している自治体はごく僅かであり、引き続き外部の弁護士に委任している自治体が大半を占めているという状況にあります。

以上の結果、法曹有資格者を任用したことに対する自治体の満足度につきましても、全ての回答が当初の期待に応じた、又はそれを上回る成果が上がっているというものでございました。

これに関連いたしまして、この自治体のニーズアンケートと並行して実施いたしました自治体の常勤職員として活躍する法曹有資格者に対するアンケート調査結果の概要について御説明させていただきます。配布資料の4の43ページから62ページまでを御覧ください。このアンケートの単純集計につきましては、前回の分科会で配布させていただいたところでございますが、こちらはより見やすく若干のコメントを付したものでございます。回答項目といたしましては、応募の動機、具体的な担当業務、やりがい、弁護士登録を維持又は抹消した理由、退任後のキャリアプランなどとなっております。先ほどの自治体のニーズアンケートとこの常勤職員アンケートの結果を踏まえて課題を評価するとすれば、一つは、拡がりつつある自治体側の関心をいかにして募集、採用にまでつなげていくかということ。二つ目が、大都市周辺部以外の規模の小さな自治体の募集を中心に、応募がなかなか集まらないというケースがございます。そうした中で今後いかにして応募者を確保していくのかということになるかと思っております。前者の課題につきましては、今後実例を踏まえながら、顧問弁護士との役割の違いや両者の連携による相乗効果も含めて、任用の具体的なメリットを御理解いただくとともに、できるだけ多くの応募者を確保し、その中からより適切な人材を採用するための募集のノウハウを積極的に提供することが必要であろうかと思っております。

また、求人に対してなかなか応募が集まらないという後者の要因につきましては、前回の分科会で御説明したとおり、任期終了後の不安のほかにも、様々な要因が考えられるところでございまして、その要因を踏まえて、地方行政に関心を持つ人材の裾野を拡げるとともに、できるだけ多くの弁護士が応募しやすい環境を整えるためのなお一層の努力が必要であると考えているところでございます。

そのためにも、この二つのアンケート結果を、後ほど御説明する弁護士採用募集に関するQ&Aとともに、11月にも全国の各自治体に情報提供して、任用への関心、動議付けを図るとともに、これを後ほど御説明する弁護士向けパンフレットとともに、様々な機会、媒体を利用してできるだけ多くの弁護士、そしてまだ将来のことを固めていない法科大学院生にも周知してまいりたいと考えているところでございます。

以上がアンケート結果の概要でございます。

続きまして、弁護士の採用募集に関するQ&Aと先ほど申し上げましたが、別冊で配布さ

せていただいております、「地方公共団体の皆様へ 地方公共団体における弁護士採用Q&A」という資料を御覧ください。これは募集を具体的に検討している自治体に活用いただくために、採用募集のノウハウを冊子にまとめたものでございます。内容といたしましては、弁護士経験年数等の応募資格や給与の設定の仕方、日弁連や地元弁護士会での採用説明会など、効率的な周知方法、公募開始から採用までのスケジュールの設定の仕方、弁護士登録を維持することのメリットや職務専念義務との関係、非常勤職員等として活用する方法、任用の具体的なメリット、あるいは顧問弁護士との役割分担などでございます。

こうした募集のノウハウ等については、従来から日弁連に相談窓口を設けて、問合せのあった自治体には情報提供をしておりましたが、先ほどの二つのアンケート結果を踏まえて、こちらから積極的に情報発信するツールとして、今回新たに作成したものでございます。

続きまして、配布資料の4-3、67ページを御覧ください。こちらは、今年7月18日に開催した日弁連主催の任期付公務員セミナーの案内でございます。現役の任期付職員の方3名に加え、東京町田市の元任期付職員で、その後顧問弁護士等として活躍している方にもお越しいただいて、体験談をお話いただきました。また、当時任期付職員を募集中であった宮崎県の小林市長自らお越しいただきまして、スライド等を使って同旨のプレゼンテーションをしていただきました。全国で50名を超える方々の参加を頂戴したということでございます。

それから、続きまして配布資料の4-4、69ページを御覧ください。こちらは例年日弁連と日本弁護士政治連盟の共催で開催している国会議員の政策担当秘書の業務に関する説明会の今年度の案内でございます。8月4日に第1回目を開催し、10月に2回目を予定しているということでございます。

さらに引き続きまして、自治体で活躍する法曹有資格者のネットワークづくりの進捗状況について、御説明させていただきます。本年3月には東京と大阪で全国の現役の任用者、OB、内定者を集めて研修兼交流会を開催したところでございますが、その後、6月21日に被災自治体で活躍する10名の任期付職員の方に盛岡にお集まりいただきまして、岩手弁護士会の関係者も交えて意見交換会を開催いたしました。この被災自治体では、既に任期付職員同士のネットワークが出来上がっておりまして、メール等を通じて活発に情報交換が行われているというところでございましたが、そこで全国的なネットワークについて、どういうふうに作ってあげればいいのかということで、いろいろと御意見を頂戴したところ、全国的なネットワークや組織というものを拙速に作っても、顔の見えない中ではなかなか機能しないという意見で一致したということでございました。

このような御意見を踏まえまして、福岡で九州地方の、岡山で中国・四国地方の自治体で活躍する法曹有資格者を対象とした同様の情報交換会を開催し、まずは顔の見える関係を作っていくというふうを考えているところでございます。

もう二つほどでございます。任用に関心のある人材の裾野を拓げるため、現在弁護士向けのパンフレットというものを作成中でございます。11月には完成させたいということで、今準備しておりますけれども、このパンフレットには最新の在席状況のデータですとか、各種Q&A、それから経験者からのメッセージ、それから日弁連の各種サポート体制について、情報を盛り込んで、弁護士や修習生、あるいは法科大学生に提供することを検討しています。今回新たに自治体で活躍することを検討中の弁護士向けの相談窓口を設置するということと、

希望者には経験者をアドバイザーとして個別に紹介するという旨を掲載する予定でございます。

最後になりましたが、先ほど来御説明しているとおりの、様々な要因から折角の求人に応募がなかなか集まらないという事態の発生を踏まえまして、今年8月、日弁連の執行部の下に、新たに国・地方自治体等による弁護士任用促進に関するワーキンググループを立ち上げました。このワーキンググループでは、弁護士の採用に意欲を持つ省庁や地方公共団体に対し、的確な対応ができるよう体制を整備するとともに、アンケート等を通じて、任用に関心を持つ会員から希望する団体の属性や地域、担当業務等に関する情報を継続的に把握し、これらの情報を基に、各種の求人情報をより適切かつ効果的に提供するという取組を開始したところでございます。今後は、より中長期的な視点で任用に関心を持つ会員を養成、確保する仕組みづくりなどの検討もこのワーキンググループで進めていく予定でございます。

少々長くなりましたが、以上でございます。

○谷次長 ありがとうございます。それでは引き続きまして、条例づくり・レビューと支援について御説明を頂きたいと思えます。神奈川大学法学部教授、日弁連法律サービス展開本部自治体等連携センター条例部会部会長の幸田雅治弁護士からお願いいたします。

○幸田弁護士 幸田でございます。本部会では、これまで条例づくり・レビュー等に関する施行方策につきまして、随時報告をさせていただいてきたところであります。5月に自治体等連携センターが設置されて以降は、同施行方策の相当部分が同センターの条例部会の取組に重なってまいりますので、同部会の活動状況や計画等の御報告をさせていただきたいと思えます。

条例づくりの支援は、これまで弁護士があまり関わってこなかった分野でもありまして、どのように取り組んでいったらいいのか、なかなか難しい面がございますけれども、条例づくりに関して弁護士が実質的な貢献をしていくためには、大きく二つの観点からの取組が必要ではないかと感じております。

一つ目は、より多くの弁護士にこの分野の支援に関心を持ってもらうとともに、効果的な支援を行うために必要な知識や技能を向上させるなどによりまして、支援の担い手の拡大のための取組を行っていくことであります。

二つ目は、自治体に対して日弁連がこのような取組を始めたことを積極的に発信しまして、こうした法的支援に対する自治体の関心を高め、そのニーズを掘り起こすことであります。これらの両方が重要ではないかと考えております。

そこで、第一の取組としまして、条例部会としては、弁護士対象のセミナーを12月20日に計画をしております。資料の71ページを御覧いただきたいと思えます。

今回の12月20日のセミナーでは、内閣法制局の第一部長から「立法における弁護士の強みと弱み」という講演を頂いた後、泉市長から「条例の役割と条例制定に弁護士が関与する意義」というお話をいただく予定です。その後、条例制定に関与した弁護士の実体験、あるいは関与したい弁護士からの質疑を含めたパネルディスカッションを計画しているところであります。今後も、弁護士に対する研修会等を随時開催していきたいと考えております。

また、第二の取組の一環としまして、自治体職員及び地方議会の議員対象のセミナーを1月の月上旬に計画をしております。中身は現在検討中ですが、例えば自治体の関心の高い空き家対策条例やいじめ対策条例などに関する全国的な比較分析などを題材として、具

体的な自治体への法的支援のあり方などの意見交換ができればと考えております。

さらに、条例等にかかる自治体のニーズを把握すべく今後任期付弁護士からのヒアリングや、自治体の調査などを検討してまいりたいと思っております。

また、昨年は、当分科会の施行方策と位置付けて日弁連法務研究財団において、大津市へのいじめ対策条例に関連した、いじめ行動計画策定支援を行ったところではありますが、今後も引き続き、このような具体的な支援の取組を通じてこの分野に関心と能力を備えた弁護士を拡げていくとともに、自治体に対してその成果を示していくことも大事であると思っております。

前日も御報告いたしましたように、現在京都府からの依頼に基づき検討しておりますのが京都府内の市町村を対象とした税外債権管理条例の支援であります。市長村の税外債権の実態把握を9月中に行いまして、それを踏まえて今後条例の制定支援のための取組を行ってまいりたいと考えております。現在9月下旬に税外債権にかかる保険福祉関係部署や上下水道等の公営企業関係部署などにかかる市町村職員を対象として、弁護士による税外債権管理についての法的論点等の解説などを行う研修会を計画し、相談を進めているところであります。10月の下旬です。

なお、こうした具体的な支援の取組は、引き続き日弁連法務研究財団において進めていき、日弁連の自治体等連携センターにおいては、条例部会中心に法務研究財団と連携し、こうした取組の成果について、適宜情報共有を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、泉市長から、以前の分科会で日弁連の各委員会でモデル条例を作成してはどうかというお話がございました。その後、自治体等連携センターの条例部会と各委員会との意見交換を適宜進めるとともに、このような取組が促進されるような支援の仕組みを日弁連と日弁連法務研究財団の連携関係の構築などを含めて取り組んでいるところであります。

また、具体的な委員会との関係で申し上げますと、例えば災害復興支援委員会、公害対策環境保全委員会において、モデル条例の策定についての検討を始めたところでございます。また、モデル条例を作成した後は、それを発信、周知する場も、日弁連と日弁連法務研究財団において、適宜確保してまいりたいと考えております。以上です。

○谷次長 ありがとうございます。報告が続いて恐縮ですけれども、引き続きまして、包括外部監査制度に関する課題と取組について、御報告をお願いしたいと思います。この点につきましては、日弁連法律サービス展開本部自治体等連携センターセンター長の菊地裕太郎弁護士にお願いをしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○菊地弁護士 時間が迫っておりますので、簡単に申し上げたいと思います。資料の6、73ページ以降を御覧いただきたいと思います。そこに監査人・補助者内訳というのがございます。平成11年からこの制度がスタートし、15年経過したところです。現在、自治体の合計が119、そのうち監査人に弁護士が11名、公認会計士103名ということです。それから補助者の欄を見ますと、弁護士が48名、公認会計士530名ということで、1割も満たないという状況になります。

次のページ、75ページでございます。平成11年から開始されまして、今回で15回目、1年ごとの任期でございますから、連続4回はできないことになっておりますので、最大3回で交代ということになっております。延べで表しますと、弁護士が北海道4人という形で並んでおりまして、ほとんど抜けているというのが一覧できるかと思っております。

76ページを御覧ください。都道府県、政令指定都市、中核市は、包括外部監査の義務付けをされております。条例で置くことができるというのが77ページになります。今回、地方自治法が改正に伴い、特例市が廃止され、中核市に一定数移行する。そうすると、またこれも義務付けになって、包括外部監査人が増えるであろうという状況の中で、これは何とかしなければいけないということでございます。

法律では、包括外部監査人は弁護士が一番初めに書いてあります。そもそも包括外部監査制度が平成11年に導入されたのは、いわゆる空出張とか、官官接待とかがいろいろ社会的な問題になって、従前の監査制度では追いつかないということで、会計監査の適正のみならず、全体のコンプライアンスに従った監査制度を作らなければいけないということから、この制度ができたわけです。そういう意味では、会計監査、財務監査プラス職務の適正を監査するということでは、弁護士、公認会計士等の両輪がなければ本来の監査制度の目的は達していないと言わざるを得ません。

ところが、今状況ではどうなっているかという、特定の専門職種に限った応募がされている事例を確認しています。また、監査人に就任する専門職種のうち、ほとんどが公認会計士であるのが実態です。

日弁連としてもこれまで活動は展開してきましたが、細々という感は否めません。今回この分科会を契機として行政連携を推進するという観点からすると、やはりこれは是正しなければいけないという認識を持っております。

また、79ページを御覧いただきたいと思います。先日、日弁連において監査人経験者、補助者経験者による経験交流会を横浜で開催し、非常に活発な意見交換がなされました。補助者をされている若い先生方も全国からいらっしゃって、いわゆるベテラン弁護士が包括外部監査人になって、その下に若い先生方が複数名、補助者として入って、一生懸命活動されているとの報告をいただきました。それから弁護士が外部監査人になった場合には、公認会計士の先生等を補助者に入れることが多いです。ところが、公認会計士の先生がなられた場合に、弁護士を補助者にするというのは少ないとは言いませんが、そうでもないという状況があって、先ほど申し上げた望ましい状況が作られていないという状況がございます。何でそうなったのかというのは、いろいろと深遠な議論もございしますが、それはさておき、これからはこういう形の外部監査制度では問題があるということで、弁護士会を挙げて、例えば大阪では研修もやりますし、日弁連が旗を振って、各弁護士会にも働きかけをしていきたい。それから各自治体の首長さんにも是非弁護士採用の運動を促進していきたいと思いますので、この分科会でも改めてこういう問題意識があるということをご御認識いただいて、御協力いただければと思っております。以上でございます。

○谷次長 ありがとうございます。それでは、最後に、福祉の分野における試行方策について、御説明をお願いしたいと思っております。本日は、先日来、有識者の方からも問題提起がございました子どもの問題につきまして、新たな試行方策案の提案も含めて説明を御準備いただいております。日弁連子どもの権利委員会副委員長の川村百合弁護士にお願いをしておりますので、よろしく願いいたします。

○川村弁護士 弁護士の川村でございます。本日は子どもの問題について、お時間を頂戴しましてありがとうございます。福祉だけには限りませんが、行政機関と連携が必要な子どもの人権保障の分野について、弁護士がどのように活動をしているかということをお話し

したいと思います。

資料7を御覧ください。冒頭に我々弁護士が取り組んでいる子どもの問題の相関関係を大まかな図にしました。その下段の1番から順番にお話をしていきたいと思います。私たち弁護士が子供からの依頼を受けるのは、古典的には少年事件の弁護人、付添人活動でした。その活動の中から見えてきたのは、非行の背景には家庭での虐待や学校でのいじめ、体罰、社会の中での貧困の問題があるということです。その中でも、被虐待体験のある少年の比率が高いのですが、虐待のほかに先天的な障害や貧困と相まって子どもの成長発達が阻害され、情緒的発達の遅れやゆがみが出て、非行に結びつくということがしばしばあります。すなわち、非行は生育の過程で人権、とりわけ成長発達権が侵害されてきた子どもたちのSOSなのです。とすると、非行を予防するためには、虐待やいじめの被害に遭っている子どもたちを救うことが必要であるということになります。

そこで我々弁護士は、20年ほど前から虐待を受けている子どもたちの救済活動に携わるようになりました。当時は児童相談所への押しかけ弁護士でした。動きの鈍い児童相談所に対して子どもの保護を要請し、裁判所への審判申立を躊躇している児童相談所に対し、申立書作成などを我々弁護士がボランティアでいいからやると請け負って、児童相談所の代理人となって家庭裁判所に審判の申立をするなどの代理人活動を行ってきました。

その活動の有用性が認められて、徐々に児童相談所の非常勤弁護士として活動する場が与えられるようになりました。なお、非常勤で十分な働きができていくということには大きな問題、大いに疑問があります。また、市町村レベルの虐待対応機関である子ども家庭支援センターには、非常勤弁護士さえいないところがあるのが実情です。いまだに弁護士が関与していない児童相談所や子ども家庭支援センターが弁護士を採用していくような手当が必要です。

さらに、虐待防止のためには関係機関連携が必要なところ、要保護児童対策地域協議会のメンバーとして弁護士が入ることの有用性が各地で指摘されていますが、現状では必ずしも弁護士が構成メンバーになっていない自治体がたくさんあります。弁護士が必ず構成メンバーに入る運用が推進されるべきだと考えております。

通しページの90ページを御覧ください。子どもを保護する機関である児童相談所等に弁護士が関与することは増えたものの、これだけでは弁護士の児童福祉分野での活動は十分とは言えません。児童相談所が自らの判断でよかれと思って子どもの保護に動きますが、子どもは児童相談所とは異なる考えを持っていることも往々にしてあります。子どもが人権権利の主体であるという、今では常識の考え方をとるならば、子ども自身が権利を行使するための法的な支援が必要となるはずですが、すなわち、児童相談所において、代理人弁護士の働きが有用であると同時に、子どもにもその意見を代弁し、可能な限り子どもの望みを叶える生き方を支援する役割の代理人弁護士が必要なのです。

現行法の児童福祉の手続の中で、子どもが弁護士の助けを借りて、自分の意見を述べるという仕組みがないことは、子どもの権利保障を図るという観点から大きな問題です。子どもに弁護士が付いていれば、虐待を受けて傷ついた子どもたちの自立の助ける上で役に立つということは、現場での活動を通じて実証済みです。

ところが、弁護士がこのような活動をしようと思っても、後述のとおり、費用面での公的な手当はされていません。諸外国の例を見ても、親子分離の際に司法審査を導入し、裁判所

が国選代理人を選任する方法や、子ども自身が弁護士に依頼できる制度がありますので、そういう制度の構築を我が国でも考えるべきです。

次に、弁護士による非行少年の社会復帰支援についてお話しいたします。付添人活動以外に我々が取り組んでいる非行少年の社会内処分の支援について、お話しします。非行化してしまう少年の親は、虐待親であったり、貧困であったりして、監護養育能力が低いことが多いのですが、そのような少年は家庭に戻すことができません。しかし、非行の程度が浅い場合には、居場所さえ見つければ再非行のおそれはないと思われる少年が少なからずいます。そのような少年の社会内処分の場が不足しているのが現実です。

そこで、私たち弁護士が中心となって、2004年以降、各地で子どものためのシェルターを作り始めました。しかし、中には社会内処遇では足りず、少年院送致されることを免れない少年もいます。人は誰でも軽い罪を犯したとしても、法律に定められた適正な刑罰や処分の執行を終えた後は、社会に復帰する権利を有しています。とりわけ、少年が罪を犯すのが、成長の過程において成長発達権が十分に保障されず、人格が未成熟だったり、ゆがんでしまったりした結果だとしたら、育ち直しの機会を保障することによって、成長発達を促進し、社会復帰を果たすことまでが支援されなければならないはずです。

しかし、社会復帰を果たすことはそんなに容易なことではありません。一旦社会に出てつまずくという以前に、そもそも少年院から仮退院することができないという少年たちをたくさん生んでしまっているのが現状です。そのため我々弁護士は、これまでも細々と少年院に収容された少年や受刑者の社会復帰支援に関わってきましたが、近時その重要性が、弁護士以外からも意識され始めたように思います。ただし、弁護士としての職務は、付添人であれば審判まで、刑事裁判であれば判決までで終了してしまいます。したがって、その後の社会復帰支援は、現行制度の中ではあくまで善意のボランティア活動です。

少年院に送致される少年の少なからぬ数が保護者不在です。形式的には保護者が存在しても虐待親だったり、貧困だったりするなど、監護養育能力がなく、保護者の元に戻すことができない少年が多いのです。

保護者の元に戻れないとなれば、18歳未満の少年であれば本来児童福祉法上の要保護児童として児童養護施設等の児童福祉施設への措置が必要となるはずですが、少年院帰りというレッテルは、児童福祉施設に受入れを躊躇させます。そのため、少年院での処遇を順調に終え、いつ仮退院してもよいという状態になったとしても、帰るべき場所がないために、仮退院できない少年が生まれてしまいます。

また、無理やりに形ばかり存在する保護者の元に仮退院させても、安心・安全な居場所が確保されないために、残念ながら短期間で再非行の道へと進んでしまう少年もいます。少年院からの社会復帰支援ということは、再非行防止という観点からも、本来非常に重要なことであり、手厚い支援が必要なはずですが。

そこで、少年院から頼まれて受け入先を探すことや、環境調整をする役割を我々弁護士が担うことが少しずつ増えてきました。私もなかなか仮退院が実現しない少年について、少年院から相談を受けて、形式的には少年の代理人として保護観察所や児童相談所とハードネゴシエーションをした経験があります。その少年は、少年院の側では少年院送致後1年経った時点で、もう仮退院させてよいと判断していましたが、それから何と9か月も経過してようやく仮退院が実現しました。

このように少年院からの社会復帰に関して、弁護士ができること、弁護士でなければできないことは、確実に存在します。したがって、審判段階で付添人として関わった弁護士が、社会復帰まで支援していける制度が是非とも必要です。

また、少年院に弁護士が非常勤で勤務する形態がとれば、弁護士の関与が必要なケースを早めにキャッチして、少年に必要な法的支援を自ら、あるいは他の弁護士を紹介することによって行うことができるでしょう。

次に、学校問題の取組についてお話します。学校問題への弁護士の関わりとして、古典的には違法な懲戒処分が行われた場合に、保護者から依頼を受けて民事事件の代理人として活動するということがありましたが、この分野でも弁護士の活動内容は幅が広がってきています。まず、スクールロイヤー制度ですが、これは実現しておりませんが、構想の視点のものとして御紹介いたします。御承知のとおり、学校にはスクールカウンセラーが配置されています。東京弁護士会ではこの弁護士版としてスクールロイヤーというものを構想し、2000年頃にその試行のために都内の学校に呼びかけたことがあります。学校や自治体の顧問弁護士のように、学校側の代理人として活動するのではなく、学校の現場でそれぞれに法的な悩みを抱えている子どもや教師や保護者の間の問題を誰の代理人ということではないけれども、常に子どもの側に軸足を置き、子どもの権利保障という観点から調整を図る役割として構想しました。

現場では、その有用性に賛同してくれる学校や校長先生もいましたけれども、当時は時期尚早だったようで、残念ながら試行は試行のままで終わってしまいました。スクールカウンセラーと同じように、公費での予算の手当をして、制度導入へつなげていただきたいと思います。

次に、法教育のニーズは高まってきており、とりわけいじめが社会問題になる都度、いじめ予防授業のニーズは増えてきました。東京弁護士会をはじめとして全国の弁護士は、小中高等学校への講師派遣を推進してきました。しかし、多くの場合、学校側での講師料の手当ができていないか、できていたとしても、労力に見合うものとはなっておらず、そのため弁護士会の予算でまかなっています。このため日弁連では、プロジェクト事業として出張授業をあまり行っていない弁護士会でこれを実施することも検討しておりますが、自治体による財源手当と広く法教育が実施されることを推進していただきたいと思います。

このように、法的支援を必要としている子どもたちはいろいろな分野に存在するのですが、費用のお話をさせてください。法の支配を社会の隅々にとというのが、司法制度改革の理念でしたが、残念ながら今次の司法制度改革では、子どもにはこの理念が適用されていません。子どもが自らの権利を守るために弁護士を依頼するということは想定されていなかったのです。そのため、民事法律扶助制度は子どもには使えない制度となっています。なぜなら、現行の民事法律扶助制度は、立替償還制をとっているため、未成年者が単独で完全に有効な契約を行えるものではないからです。

しかし、これは子どもが弁護士による法的支援を受けて、自らの権利、利益を守る権利を侵害しているに等しく、子どもが公費で弁護士を依頼することができる制度を作ることが必要です。私たち弁護士はこれ以外にも様々な分野で子どもの権利を守るための活動を各地で展開していますが、費用面での公的支援が全くないといってよく、弁護士会の財源や弁護士のボランティアに頼っている現状を深く憂いているものです。

一方で、子どもが弁護士にアクセスできる機会を保障することが必要だと考えます。現状、我々は子どもの代理人として活動する端緒となるのは、今夜どこにも行き場がない子どもたちが、弁護士会が実施している電話相談に SOS をかけてくるときなどです。本当は児童相談所に一時保護されている子どもたちや、児童福祉施設に措置されている子どもたち、また少年院にいる子どもたちの中にも、弁護士による法的支援が必要な子どもがたくさんいます。したがって、児童相談所や児童福祉施設等に措置された子どもが、弁護士にアクセスできるルートが作られることが必要だと思っています。

以上のように、子どもの分野では、我々弁護士はこれまで様々な取組をしてきました。そして、いずれもが自治体や行政機関等と深く関わるものであり、このたびの行政連携という枠組みの中でこれらの活動を捉え直した場合、弁護士ないし弁護士会と行政機関との間で、法的支援の伴わない片務的な連携は実現しているものの、しかし、真の連携というにはまだ遠いと言わざるを得ません。今こそ、国、自治体を挙げての子どもの権利保障の実現に向けて大きな視点に立った政策提言をしていただきたく、切に願っております。ありがとうございました。

○谷次長 ありがとうございました。

それでは、福祉、引き続き最後の御報告になりますけれども、福祉分野のその他の試行方策につきまして、日弁連法律サービス展開本部自治体等連携センター福祉部会部会長の八杖友一弁護士に説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○八杖弁護士 八杖です。よろしくをお願いします。今、子どもの分野について、様々な課題等のお話でしたが、日弁連としましても、今後それを前提として、少し施行方策についても次回以降の分科会でお話しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

私の方からは、前回以来お話がありました貧困の分野と、あと高齢者・障がい者の分野について、その後の進捗状況等を御説明させていただきたいと思っております。

まず、貧困の分野ですが、日弁連では貧困が市民の生活に様々な影響を与えているということに鑑みまして、福祉分野のうちでも貧困にテーマを絞って、貧困問題対策本部、これを設置して様々な取組を行っております。例えば、今お話に出ましたけれど、子どもの貧困であるとか、女性の貧困であるとか、生活保護であるとか、就労の問題、自殺問題などをテーマとして、弁護士が相談に乗ったり、他の機関につないだりする活動をしております。

この貧困の分野において、本分科会のテーマである自治体との連携、これを更に進めることができないか。現在、当福祉部会と貧困問題対策本部とで検討しているところです。この貧困分野における日弁連の活動につきましては、詳しくは次回、今回は子どもの分野の課題をかなり説明させていただきましたので、次回の分科会で少しお時間を頂いて説明をさせていただきたいと思っておりますが、前出しさせていただきますと、当福祉部会と貧困問題対策本部では、昨年12月に成立し、来年4月1日に施行される予定になっています、生活困窮者自立支援法に関連した自治体と弁護士会との連携のモデル事業、これを検討しているところです。

少しだけお話しさせていただきますと、この生活困窮者自立支援法という法律ですが、自治体において、自立相談支援事業を行うことが必須とされていまして、その具体的内容として、就労その他の自立に関する相談支援、それとか、事業利用のためのプラン作成が予定さ

れています。この事業の中核は、経済的な理由で自立が困難な方に対する相談事業になるものと思われ、自治体自らが中心的な役割を担うとされているのですが、総合的なアドバイスを自治体職員自ら行うことが困難だとして、社会福祉協議会に委託している自治体もあるようで、現状必ずしも弁護士とか弁護士会と連携して自治体で自らやっという流れになっておりません。

そもそも生活に困窮し、自立が困難な方について、例えば解雇や賃金カットの労働問題、離婚とかDVなどの家庭崩壊、無知や誤解等による生活保護などを含む各種社会給付の未申請や、生活苦による多重債務であるとか、事業失敗や他人の保証かぶり、これらのトラブルによる精神疾患や就労困難など、それぞれの人が複合的に要因を抱えている場合も少なくなく、法的トラブル、今のような話は全て法的トラブルと言えそうですが、それを抱えて自立が困難になっている方が相談に来ることが想定されておりますので、この相談事業に弁護士が関与するという必要性は非常に高いと考えております。

ですので、この事業における弁護士の積極的な関与について、また恒久的な事業になるよう、次回また詳しく御説明させていただきますが、この分科会、また国でも具体的に御検討いただければと思っております。

次に、これまで御報告させていただいた高齢者・障がい者分野のモデル事業の進捗について、御報告させていただきたいと思っております。まず、既に実施済みの事業ですが、前回も御説明させていただきましたが、大阪弁護士の方で地域包括支援センターと相談支援事業所の支援として弁護士、弁護士会が連携するモデル事業を実施しております。これは、配布資料8、一番最後のページになりますが、91ページにその進捗状況の報告書がありますので、それを見ながら聞いていただければと思います。

この自治体や地域包括支援センターからのニーズは非常に大きいようで、8月末現在、大阪府下の7割程度の自治体から申し込みがあったということです。大阪市と堺市を除く41の自治体があるのですが、そのうち派遣決定が28市町村、内訳としましては、資料にありますように、地域包括が27、障がい者相談支援事業が1ということになっております。

申し込みがない自治体、これを少し検討、分析しているのですが、既に社会福祉協議会と別のルートで、弁護士等の法律家との連携があったりするようなケースが一番多い。また、現場にはニーズがあるけれども、自治体の方でニーズの把握が十分でない。これはよくあるケースなのですが、現場は非常に必要としているのですが、自治体の方ではうちはニーズがありません。そういうようなところで申し込みがないという状況が出ているようです。

都市部でない地域の、少し遠隔地の自治体から、今お話ししたように、相談ニーズがないというような説明を受けることもあるようなのですが、そのような場合は、地域住民や福祉関係者等に対するミニ学習会、こういったものとセットにするなどにして積極的な受け止めになって、採用していただいているというところもあるというふうに聞いております。

障がい者相談支援事業所、これは報告書にありますように1か所と低調なようなのですが、これは地域包括の方と違ってキャラバンを行っているわけではないというような事情があったり、あとは、相談支援事業所の活動が個別支援計画の作成などに集中してしまって、法的課題を含む総合的な障がい者の相談に対応できていないという、こういう現状もあるのではないかと分析を大阪弁護士会ではされているようです。

連携している自治体からは、実際にいろいろな相談なども上がってきているようですので、

次回以降また御報告させていただければと思います。これが地域包括支援センターとの連携です。

続きまして、もう一つのモデル事業、企画中のものであるため資料がございませんが、社会福祉法人など福祉事業者への高齢者・障がい者の施設弁護士のマッチングのモデル事業というのを企画として進めております。簡単に言えば、社会福祉法人等福祉事業を行っているところに顧問弁護士を派遣するというような事業内容になっています。福祉事業所の運営に当たりましては、福祉サービスの提供であるとか、苦情対応、虐待問題、介護事故、また日常的な金銭管理の問題や個人情報の問題、災害対応など、様々な法的な問題をたくさん抱えていますので、顧問弁護士等派遣して事業所を支援する方向から、高齢者・障がい者の権利擁護を図っていこうという企画でございます。近年マスコミでも、社会福祉法人改革というのが随分取り上げられておりまして、内部留保のあり方とか、家族経営のコンプライアンスの問題とか、介護職の就労問題などが大きく取り上げているところでありまして、弁護士、弁護士会と連携することにより、適切な法人運営となることが期待できるのではないかと考えています。現在、そのような福祉事業所を支援できる能力を持つ専門弁護士の養成の方法、精通弁護士の養成の方法を検討して、今何となく形ができてきたところです。

次に問題になるのが、養成した弁護士を社会法人との事業所にどのようにつないでいくか。このマッチングの方法が今課題となっています。我々の方でセミナー開催などを考えていますが、果たして法人が集まっていたけるのであろうかと。ニーズはあるようなのですけれど、なかなか弁護士の敷居が高いというような事情もあるようですから、そこでもし何か有益な方法等がありましたら、後ほど御意見等を頂戴できればなと思っております。

最後になりますが、これらモデル事業の実施について、7月16日、厚生労働省と意見交換をする機会を得ることができました。自治体のニーズとか、広報の方法とか、どのような連携に効果があるか等について、有意義な意見交換をすることができました。厚生労働省とは今後もこのような意見交換を実施させていただきたいと思っておりますし、モデル事業が恒久的な事業になるよう、御協力いただきたいと思いますと考えております。

また、高齢者・障がい者分野だけでなく、子どもの分野や貧困分野、先ほど御説明したとおりですが、意見交換をさせていただきたいと思っております。また、子どもの分野につきましては、厚生労働省だけではなく、ぜひ文部科学省とも意見交換ができる機会を頂戴できればと考えております。私の方からは以上になります。

○谷次長 ありがとうございます。

○菊地弁護士 日弁連の自治体等連携センターには、公金債権部会もごございます。公金債権管理回収に関する活動は、以前からも一生懸命取り組んでおります。若干報告させていただきますと、8月5日にクレオで内閣府の主催で自治体職員が169人、弁護士が21人、公金債権の委員も含め、北川先生のプレゼンをはじめ、かなり活発な、熱いセミナーをやられておりました。その後の名刺交換会、それから懇親会、自治体職員が弁護士ってこんなことやってくれるのですかというようなことを私も言われました。非常に有意義なセミナーでございました。8月22日には愛知県で職員が132人、内閣府の主催で同種の研修会が開催されました。こういう形で各省庁のイベントに対しても、日弁連として、場所の提供だけでなく、そういう協力もできるのだなということを改めて感じましたので、御礼も含めて御報告させていただきます。

○**谷次長** ありがとうございます。公金債権に関する取組についても、次回以降また御報告できる機会が持てればと思っております。

それでは、試行方策についての御報告は以上でございます。続きまして、有識者の一人であり、中央大学法科大学院の大貫教授から、前回御報告いただきましたけれども、この分科会のテーマに関する法科大学院の役割を意識した御検討の経緯につきまして、その後の進捗状況について、お話しいただければと思います。よろしく願いいたします。

○**大貫教授** 充実した報告を聞いていますので、簡単に私が別に配布していただいたこの資料、中央大学法科大学院のリカレント教育の現在ということで、資料を配布させていただいています。これを長々説明するのは全くもって時間の無駄ですので、見ていただきますと、ようやく第1回の募集をして、7ページ目のところがございますような科目を公開いたしました。9ページ目を御覧いただくと、前回のこの分科会で御報告申し上げましたように、まだ仮称ですけれども、認定書、ディプロマのようなものを差し上げるということで、どの科目を取ったらディプロマがもらえるのかということが9/9ページに書いてあります。

現在の応募状況というか、履修生は決まったのですけれども、それをちょっとお話しします。9ページを開いていただいたまま御覧いただきたいのですけれども、全て日弁連の方からのモニターの派遣で、一般の弁護士の方からは誰からも応募がありませんでした。9人のモニターの派遣がありまして、公共政策が2名、企業内法務が1名、労働法が1名、それから租税法が5名ということになっております。

それぞれ科目を履修していただいて、ディプロマを獲得していただくことになろうと思っております。今現在こういう状況ですけれども、ニーズが租税法に集中していることに意外な印象を持っていますが、そういうこともあるのかなという気がしております。

なお、課題としては、先ほど申し上げましたように、一般の弁護士の方が応募してくれないことにはどうにもならないところがありますので、なお応募者を獲得するように努力してまいりたいと思います。

○**谷次長** ありがとうございます。

それでは、法務省から、ここまでのところで何か御発言はございますでしょうか。

○**鈴木参事官** 本年3月25日に開催されました法曹有資格者の活用領域拡大に関する有識者懇談会で話題に上りました司法修習における選択型実務修習の充実という点につきましては、現在各分科会の委員の先生方の御意見を賜りながら、活動領域との関係で選択型修習の在り方についての検討をさせていただいているところでございます。今後御報告をさせていただければと考えております。

○**谷次長** では、次回以降に御報告をお願いするということでよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、本日の各種御報告等を踏まえまして意見交換をしていただければと思っております。先ほど、大貫教授からは、継続教育についての報告をいただきましたけれども、今後の議論の進め方とか、後継体制についても、ペーパーを頂戴しておりますので、これについて御説明をいただきまして、それで意見交換をスタートさせていただきたいと思っております。大貫先生、よろしく願いいたします。

○**大貫教授** このような機会を与えていただき、ありがとうございます。先ほど継続教育の説明の際に使用した別配布の資料を御覧いただきたいと思います。泉市長が毎回詳細な意見を出されていますが、それを踏まえた上で、ちょっとピンポイントで御提案するというところで

すので、その旨よろしくお願いいいたします。

この分科会の検討は、ちょうど半分ぐらい経って、そろそろ来年の取りまとめに向けた活動も始めなければいけないということで、今の時点で見通しなり、何をしなければいけないかを確認をしておいた方がいいだろうということで考えてみました。

ペーパーに沿って申し上げます。まず（Ⅰ）で活動領域拡大のプロジェクトの進行管理をした方がいいのだろうと。見える化というふうに書きましたけれども、これは実は事務局の方が既に準備してくださって、資料2に詳細に書かれています。こういうことをしてくださいというふうに提案したいと思います。これをできればホームページにアップすると思うのですが、職域拡大はここまでできたのだというのを大いに発信していただきたいと思うのです。特に、法科大学院生なり、これからの潜在的な法曹に向けて、変な話、仕事はありますよと。皆さんの活躍の場はあるのですということをもう少し発信しなければいけないかなと思っています。

この点で、前回申し上げたのですけれども、残念ながらマスコミがあまり好意的ではないので、何とか活動領域が拡大していることを大いにアピールしなければいけないという問題意識から、法学セミナーという雑誌を御存じだと思うのですが、そこに、来年4月から職域拡大のことも含めた法を使った仕事について、今のところ3年計画で連載を始めるという企画を申し込みました。この連載に、ここにおいで先生方にも登場していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

元に戻りますと、プロジェクトの進行管理、見える化をしてほしい、これを大いに発信してほしいということです。可能であれば、具体的な目標を入れてほしいと思います。これは前回も申し上げましたが、期限と数値だと思うのですが、なかなか入れると問題が生じるということは、私も十分承知しておりますけれども、やはり我々がそれに向けて頑張るという目標は、泉市長も意見書の中でいつもおっしゃっていますけれども、これは必要だろうと思っています。

それから、やはり現在ここにいらしている方には申すまでもないことですが、法曹養成制度は危機的な状況にあるということだと思います。ですから、それとの関わりで、悠長にやられてられない問題もありますので、時間との関わりで、諸方策の間で明確な優先順位を付けなければいけないのだろうと思っています。ゆっくりやっていると法曹養成制度は崩壊してしまうという危機感を私は強く持っております。

二つ目が、（Ⅱ）ですけれども、来年報告書を作りますけれども、それに向けた議論の整理をそろそろ開始するというので、今日のように職域拡大の諸方策の進捗状況を確認しつつ意見交換をするということと並行で、そろそろまとめに入らないといけないかなと思っています。

3番目からが、今のところの認識、私の乏しい頭で認識している課題を重点的に申し上げます。これ以外に課題がないということでは全くないのですけれども、いくつか申し上げます。（Ⅲ）が財源の問題であります。先ほど川村先生からも、何度も財源の問題についての御指摘があったと思うのです。児童相談所に弁護士を配置するというのは必要だということは認識されているのです。じゃあ金をどうするのか、という問題になるわけですから、その点は、関係者として何とか知恵を絞らないことにはどうにもならないだろうという感じを、川村先生の御報告を聞いて更に強くした次第でございます。

4番目が、供給、法曹有資格者のニーズは広く認知されていると私は申し上げていて、「活動領域の拡大」ということがそもそも非常に不適切だというふうに思っていて、今日の先生方の報告を聞いていてもその感を強くいたします。問題はそのニーズに対して供給体制がきちんとしているかということが、非常に問われているのだらうと思います。

二つだけポイント申し上げますと、谷垣弁護士の御報告にもあったと思うのですが、法曹有資格者の専門的資質の涵養は大変必要だと思っっています。常勤職員として自治体に勤務している方のアンケートをざっと見ますと、やはり自治体に入っていく前の情報が必要だということ、それから何らかの研修が必要だというのは出てきておりますので、そういうことはきちんとしていかなければいけないかなと思っっています。

それから②は、これは八杖弁護士もおっしゃったと思っっています。マッチングのシステムを早期に確立しなければいけないのだらうと思っっています。何度も申し上げますけれども、法曹有資格者の助けを必要としている人はたくさんいるのに、そこに法曹有資格者を派遣できていないというのは非常に問題なので、これは座長も何度も何度もおっしゃっていると思っのですけれども、やはりそのことはここで認識されているのです。じゃあどうやって派遣するのかというのを本当に真剣に考えなければいけないと思っっています。

重要課題の5番目が連携でございます。この分科会を通じて、関係機関との連携は大分進んだものと思っっております。本分科会にも、オブザーバーとして人事院、総務省、文科省、厚生労働省、社会福祉協議会が入っておりますけれども、それ以外の団体との連携も必要ではないかと思っっています。オブザーバーで結構なのですが、前に泉市長から提案があったと思っいます。ワーキンググループなどを作って検討を始めたらどうだという提案があった。まだ実現したという話は聞いていないのですけれども、そういう形での連携も必要だらうとおもいます。総務省を巻き込むのは極めて重要だらうと思っっております。自治体に極めて大きな影響力を持っておりますので、ここをどうするかという問題がある。全国知事会等の地方6団体との連携をどうするかということも真剣に考えていただく。これも泉委員の意見書から頂いたところであります。

連携の二つの意味というのは、そこに書いたような、他の職と連携することによって、弁護士の仕事というのは、もっとももっとたくさんあるということが認識されるだらうということが一つと、それから連携による法曹の活動領域の拡大、自治体組織とか厚生労働省などと連携することによって拡大するというので、これは早急に進めなければいけないのではないかと思っっております。

長くなりまして恐縮です。最後ですけれども、6番目が、そもそも、この分科会の上の会議体の設置期限が来年7月だらうと思っいます。それ以降は、この会議体もなくなるのだらうと思っているのですけれども、折角この会議体できた。これ以外にも国際展開と企業についての分科会がありますけれども、これをどういうふうにするのかというのをそろそろ考えないといけないのではないか。恐らく形式的にはなくなると思っのですけれども、なくならせていいのかなという気がしないわけでもないの、何らかの形でこれらの会議体の継続体制を考えていただきたいというのが最後でございます。長くなりましたが、以上でございます。

○谷次長 ありがとうございます。今後の取組の課題等についても、非常に整理をして御説明、御報告を頂きました。

それでは有識者の先生方から御意見、御質問等を頂ければと思っいます。いかがでしょうか。

では、お願いいたします。

○北川教授 幸田先生が条例づくりをずいぶん進めていただいて、凄いなと思いますけれども、私は個人的に条例づくりの興味の対象は、30年とか40年前に作った条例というのがいっぱいある。そうすると、分権推進法以来、条例のあり方をすっかり変えなければいけないということになると、総合計画、基本構想を大体立てます。そうすると、その基本構想に向かって全体最適で機能していかないとならない。すなわち、各縦割りの従来型の中央集権の時代に、基本構想なんか、道路何とか5か年計画とか、福祉何とかとか、全然ベクトルが違う方向へ働いて、部分最適ではあっても、全体最適にはならないというので、私は基本構想を作るときには基本的な各省から命令の下ったようなこと、これも大体30～40法、多いところは60～70法あると思いますけれども、これを全部見直すというのが一つと、それに合わせてそれぞれに付随しているというか、あるいは個別に作られた過去の遺物的な条例がまだいっぱい残っていると思うのです。だから、条例づくりの基本的なことはとても大切なことですが、できたら条例の見直しといいますか、言葉が的確かどうかわかりませんが、30年前、40年前のものも、その中に入れていただくと、相当進むのではないかと思います、その辺りどうでしょうか。

○幸田弁護士 ありがとうございます。今の件につきましては、大変重要なことだと思っております。既存の条例のレビュー見直しが必ずしも十分ではない。また、社会経済状況も変化してきておりますので、そういったものにきちんと対応できているかどうかということを経験的な観点から検証することによって、より実のある、また今北川先生がおっしゃいましたように、分権一括法ができて、その条例の取組ということをより活発化しなければいけないのですけれども、必ずしもそういった取組が十分ではないという状況にありますので、そういったことをやっていく必要があると考えております。

それで、それをどのようにやっていくかというところで、一つは自治体自身が検証するという場合に、地方議会による政策評価というものも非常に重要な観点とされてきておりますので、そういった条例のレビューを、二代表制の下において、議会がそういう役割を担っていくということもあり得るのではないかと考えております。そういう取組をモデル的にやって、そういう今北川先生がおっしゃいましたようなことをある意味では明らかにすることによって、全国でそういう取組を拡げることができないかなと思っております。そういったことについても検討していきたいと思っておりますのでございます。

○北川教授 それで、確かに凄くいい動きだと思っておりますが、敬意を表しますが、例えば何とか県とか何とか市で、とにかく全部一遍に条例を見直せと、トップが号令をかけて、議会もそれに対応してやるというようなモデルケースを、私はどっちかというのをやって、先生方が議論で支えていただくという、何かそういうことがないと、時間がかかって仕方がないのかなと。そういう目処は立ってないのですかね。

○幸田弁護士 おっしゃるとおりでございます。具体的なモデル自治体を対象に検証をしていく。弁護士もそれぞれ専門的な分野がありますので、サポートしながら取り組むということができないかというふうに思っております。いろいろ検討しているところです。

○北川教授 例えば、明石市はいいと思う。条例を見直すときに衝撃的なことを発すると、兵庫県の地方議会は、本当に見直しているじゃないですか。あれ、百の理論よりも、一発の事件ですよ。だから、本当にこういうところで、確かに今御報告いただいたことは絶対的な

ベースではありますけれども、そのスピードアップとか、来年で一応終わってどうのこうのという話の中で、次なるバージョンがどこへ行くかという、私はそれを期待したいなということでもございました。御協力もしたいと思います。

もう一つは、確かにこの1年で、弁護士会が様々な問題、懸案を克服されて変わってきたというムードはひしひしと感じています。そこで、それぞれの皆さんが御発表いただいたことで、それが多く変わってきてムーブメントが起きているなという意識の中で、形式要件としてはかなり整ってきていると思うのです。実質的にもそれに伴って変わってきているのですが、また更に実際の、現実に立ち会ってみれば、形は変わったけれども、連携しようといっても、様々な財政的な問題だとか、各弁護士会の体質だとか、いろんなことがあると思います。したがって、形式要件から実質的な要件に入っていかなければいけないのではないかとこのところがあります。

確かに、形式要件が整い始めると、実質的に必ず進化するから、その流れはできてきますけれども、更に一層、実質でダースといくという、そういうことを期待したいと思いますので、要望しておきたいと思います。私からは以上です。

○谷次長 ありがとうございます。

他に何か、御質問、御意見等はございますでしょうか。お願いします。

○泉市長 今日は三つのキーワードを中心にお願いしたいと思います。まず一つ目は、弁護士会の近代化。二つ目は、連携の具体化。三つ目は、数値目標の設定です。

一つ目ですが、弁護士会には非常に頑張ってもらっていると思っています。弁護士会として近代化をしっかりと推し進め、意思決定システムのあり方や、お金の流れなどについても、しっかり見直しを進めていただきたいと思います。

二つ目は、連携の具体化です。やはり弁護士だけでできることは限られております。今日もオブザーバーとしてお越しでございますが、弁護士が様々な省庁や専門職などと連携することによってできることは一気に増えると思います。そういった連携の具体化をする時期に入ったと思いますので、この間もヒアリングなどもやっていただいておりますが、例えばオブザーバーの方からの御意見を賜る機会を得るなどしっかりと連携の具体化を弁護士会ごとに進めていただきたいというのが二つ目であります。

三つ目は、数値目標の設定であります。これに関連して明石市の説明をしておきますと、明石市ではこのたび改めて弁護士職員を募集したところ、全国から23名の応募があり、4名を採用することとなりました。来年1月からは弁護士職員が7名となります。初めて常勤職員として弁護士を採用してから2年少し経ちましたが、市民からも職員からも好評であります。明石市の場合にはコンプライアンス担当などの総務部門に2名、そして消費者相談を含めた市民相談関係に2名。専門性の高いスクールロイヤーに1名。それから高齢者・障がい者の虐待防止権利擁護関係で1名、さらにDVストーカー対応で1名の計7名体制になります。自治体における弁護士職員の必要性は、明石市だけでなく、他の自治体にも共通しています。実際多くの首長と話をしますと、是非、弁護士職員を採用したいというふうにおっしゃられます。ですから、あとはマッチングだと私は思っております。

先ほど八杖弁護士からも御説明がありましたが、例えばこどもの貧困の問題などにつきましても、このたび報道されましたが、これまで1,000～1,500人であった各学校現場におけるスクールソーシャルワーカーを、政府はこのたび5年以内に1万人にするという

方針を打ち出しました。私も、感覚的にはいわゆるパブリックロイヤー、この分科会に関わるようなパブリック部門に関わるロイヤーを5年以内に1万人というのは、当然だと思っております。

実際ニーズはあります。自治体だけでも1,700,1,800あります。明石市だけで7人の弁護士職員が位置付いています。各自治体において、少なくとも総務部門、市民相談部門、福祉部門、教育部門、この四つは当然常勤で弁護士が必要です。なので、全国で1万人ぐらいは当然超えると思います。次回の分科会で、数値目標の設定に入っていただきたいと強く思いますし、数値目標の設定と前提となる基礎資料を是非お集めいただきたいと思えます。

特に、緊急性の高い分野としては児童虐待部門、児童相談所は全国で69しかありませんが、少なくとも児童相談所に常勤の弁護士は当然必要です。弁護士がボランティアで頑張っているだけでは限りがあり、多くの不幸な出来事が続いている中で、「不幸だ、不幸だ」と言っても仕方ありません。それをどうするかとなると、やはり常勤弁護士が現場にいる必要があると思っておりますし、今、川村弁護士からもお話がありましたが、明石市には児童相談所がなく、要対協で対応しています。その要対協のメンバーに弁護士が入るのは当然で、緊急に対応していく必要もあると考えております。

いずれにしても、5年以内にパブリックロイヤー1万人程度のことぐらいは考えていかないといけないと考えていますので、是非次回ぐらいから、数値目標の設定に入っていただきたいと思っております。以上です。

○北川教授 ちょっと話の腰を折って悪いですが、23名の応募があったでしょう。これが凄腕で、場所的に恵まれているとか、そういう理由もあると思うのですが、何でも23名が応募してきたのかというのをちょっと皆さんに話していただいて、そういうところをちょっと具体的にお聞かせいただく、形式要件ではなくて、実質的に4名集めたというその能力、やり方などを少し御紹介いただくといいなと。

○泉市長 まず、日弁連から全弁護士に明石市の募集要項をお届けいただいたこと。東京、名古屋、大阪の3か所で説明会を開催し、説明の機会を頂いたことです。また、採用予定者からは、明石市の場合、すでに弁護士職員が位置づいている、複数採用をしているという安心感があったと聞いております。いずれにしても、非常に優秀な方に御応募いただき、採用につきましては、一定年齢の方、3,4年選手が3人と、1人は弁護士にまもなくなる方ですが、10年以上のカウンセラー経験をお持ちの方もおられまして、非常に社会人経験が長く、実績のある方に来ていただき、専門性の高い方を専門の部署に位置付ける予定です。

また、是非言いたいのは、弁護士は高いというのは勘違いです。明石市では、総人件費の削減を図っていく中で、一般行政職とそう大きく変わらない給与体系で勤務していただいています。ただ、人件費を下げて、人を減らして、市民サービスが低下しては意味がありません。人件費を削減しながら市民サービスを向上させるためには、より専門性の高い人を位置付ける、置き換えることが必要です。これは首長であれば人事権がありますから、基本的に首長ができます。弁護士会が首長に働きかけ、あとはマッチングの課題をクリアすれば、一気に進む可能性は高いと私は思っています。

○北川教授 泉さんがしゃべるとそういうことになるので、もっとローカルとか、もっと苦しんでいるところとか、そういうときのアドバイス、こうやったらいいのだという、例えば泉

さんだから、3カ所の弁護士会で説明会が開かれるということなのか、それは熱意の問題、能力の問題もあると思うのですけれども、そういうところまでも具体策でつつこんでいかないと、形式要件は整ってきたけれど、そこでつまづいてしまう。

○**泉市長** 今日も報告がありましたけれど、日弁連の執行部にしっかり対応していただく必要があると思います。弁護士会によってかなり濃淡もありますし、自治体側が、弁護士会での採用説明会に、弁護士会など周りの応援の声を受けて行くのと、冷たい目線の中で行くのは大きく違います。やはり自治体と弁護士とのマッチングは、日弁連執行部が責任を持つ。各弁護士会に日弁連の副会長のどなたかが行くぐらいの形でやっていただけたらいいかと思えます。

○**北川教授** それはそれとして、僕は弁護士会も変わってきて、それは期待したいのですが、採用する側の首長の問題として、4人もやって、日弁連を動かしてということですが、自治体の方ではどういうことを心がけてもらった方がいいのか、明石市では、前も20何名、今回も23名で4名でしょう。そのようにするために自治体としては何を心がけるべきかというか、弁護士をどのように騙して連れてくるか。

○**泉市長** 何をおいても、自治体と弁護士会との情報の共有化がまず必要だと思います。しかし、やはり勘違いとか、お互いの誤解もないわけではないと思います。自治体の方からは、来てくれたら嬉しいけれど、来てくれないのではないかな、みたいな声をよく聞きます。やはり採用活動の前に、弁護士会と自治体がしっかりと事前のすりあわせや打合せをすれば、随分違ってくるとは思えます。

○**北川教授** 今日の資料でも非常勤、常勤の数値のあり方とか、別冊の説明とか、随分変わってきているのですが、是非進めていただいて、あとまたアナログの世界を議論してみたいなと思います。以上です。

○**大貫教授** 今、泉市長のお話と関係するのですけれど、前回5月に全国の自治体を回って、弁護士の先生方を売り込んでくるというふうに申し上げたところ、そういう対応をしてなかなか法曹有資格者を派遣できないというか、応募者を確保できないという問題があると言われたのですが、今正に泉市長もその問題をおっしゃったわけです。谷垣弁護士の問題点の整理の中にも人が集まらないということが明確に指摘されていて、それでは、どうすれば集まるかについて、泉市長の方から、日弁連執行部がやれとおっしゃった。なかなかやれといっても、どういうふうにやるのかという問題もあるので、谷垣先生の方で問題点を意識されているわけですから、それを乗り越える方策としてどんなものを考えていらっしゃるのか、お聞きできればと思います。ちょっと厳しい質問かもしれませんが。

○**谷垣弁護士** 前回の分科会でなかなか応募が集まらない要因について、表のようなものをお出しさせていただきました。幾つか要因はあろうかと思えます。大貫先生から御指摘のあった片道切符で行くのが多くて、任期の終わった後が不安なのでというのもあろうかとは思いますが、それだけでは全然なくて、やはり基本的に職場の問題ではなくて、その後、そのキャリアがどう自分の将来に生きてくるのかなというところのイメージがわからないというところが一番大きいのではないかなとは思っています。今、まだこの業界、任期付で自治体に行っている方というのは、まだ78名にすぎませんし、任期を終えて、その後の後ろ姿を見せられる方というのが非常に少ない。後ろ姿を見せられる人間がもう少し出てくれば、こんなふうに活躍しているんだとか、いろんな道があろうかと思えます。顧問

弁護士でやっていくのもあれば、地元で独立するのもあれば、他の自治体に行く、あるいは国に行く。そういうその後のキャリアプランというものがあ程度具体的に見えてくるということが、やはり一つ一番大きなことかなとは思いますが。ただ、こうですよ、ああですよというのをできるだけ見せるようにはしていますけれども、まだ数が少ないというところが一つ問題かなと思っております。

あとは、先ほど泉市長から御指摘があったように、実際に自治体に行こうかなと思っているということを相談したときに、周りからあまりいいように言われないうか、いいよと、それはいいねというふうに後押ししてくれるような雰囲気づくりが、まだまだ地域によっては欠けている部分があるのではないかなと。関心はある人はかなりいるけれども、手を挙げるまでに至らない、いろいろな要因がからんでいると思っております。

他にもいろいろございますけれども、一つでは人材の裾野を広げるということと、具体的に関心を持っている、手を挙げようかなと思っている人にポンッと背中を押す。実際に任期付で行っている方々をサポートして、ネットワークを作ることによって、これから入っていくとしている人に安心感を与えるということも必要になってくる。いろんな角度から施策を講じていかないといけないと考えています。

漠然としておまして、申し訳ありません。

○大貫教授 いえいえ、苦悩されているのはよくわかります。ただ、ちょっと待ったなしの状況でもあるので、さっき菊地先生の包括監査人の話も弁護士の活動領域の拡大の一つと言えますが、活動領域の拡大を目指していくときに、いろんなやり方があると思うのですね。行政連携というのは外から加わっていくやり方ですし、任期付公務員として中に専門家として入っていくというやり方もある。だから、問題点を整理するときも、この進行表もそうですけれども、また違った切り口で整理する必要もある。それから、活動領域の各分野に共通の課題があると思うのですね。たとえば、法曹有資格者を派遣するときにハードルをどう低くしてやるか、戻ってきたときのフォローをどうするかとか、横串による整理も必要かなという気がいたしました。

行政不服審査法が改正になると、審理員制度というのが導入されて、ここでは弁護士も大いに活躍してもらわなければいけなくて、これは共通の課題なのです。専門家として自治体に大いに関わっていくという整理の柱とも言えるので、そういう横串の整理というのにも必要かなという気がしています。

○谷次長 ありがとうございます。

○菊地弁護士 ちょっと1点だけ。この間、弁護士が対応できるのかということで、先生方からもいろいろ言われておりますが、ワーキンググループを立ち上げて、何とか何とか追いつきつつある。だから、本当にたくさんの市町村等募集があれば、それはそれで何とか切り抜けられるのではないかなという甘い考えを持っています。

ただ一方で、法テラスのスタッフ弁護士、それから公設事務所、ひまわり事務所、いわゆる弁護士の流動化の社会全体の中で任期付公務員をどう位置付けて、そこから給源にならないかということは今検討しております。谷垣先生がおっしゃることが真に正解なのですが、確かに時間をそれまで待ってられないぞと言われるのもごもつともな話なので、更には何とか考えていきたいと思っておりますし、増えたら増えるだけの話。

ちょっと1点だけ。先ほどの泉市長のパブリックロイヤー、5年間で1万人。このイメー

ジが別に任期付公務員に限らず、どこまでの、例えば児童福祉所に弁護士を1人、非常勤なり常勤を派遣したら何人吸収できるか。これが5年間で1万人になるじゃないかという青写真を作れないかという、こういう話ですよ。そうすると、それは非常勤、常勤、顧問、いろんな意味を込めての話なのではないでしょうか。

○泉委員 弁護士側からの視点ではなくて、実社会のニーズに応えられるのは何かという発想が必要だと思います。監査の分野も当然ありますし、児童相談所には当然常勤1人であるとか、自治体に1人、2人であるとか、例えば社会福祉協議会であるとか、地域定着支援センターであるとか、それぞれ分野ごとに既に位置付けている弁護士もいるわけです。各分野で弁護士の必要な数を全国で集計すれば、相当な数になると思います。弁護士の関わり方は、常勤もあれば、非常勤もあれば、いろんな関わり方があってもいいとは思いますが、いずれにしても、社会ニーズの方から発想して、将来のあるべき形を意識することが必要ではないでしょうか。分野ごとに数値化していかないと、弁護士側から弁護士は頑張っていますといっても、なかなか前に進みません。将来のあり方について数値化していくという発想です。

例えば教育分野のスクールロイヤーだって、少なくとも教育委員会に1人はいると思っています。明石市でも、職員相談のうち半分以上が教育委員会です。学校現場が弁護士を必要としているのは明らかです、実際弁護士に関わっていただくと助かるという声も聞いています。例えば全国の教育委員会に最低1人、児童相談所に1人、要対協などは非常勤でという風に、どのように、どれくらい弁護士が関わるのかということの数値化する作業をそろそろ始めていただきたい。

もちろん包括外部監査にしても、今は都道府県と政令市、中核市ですが、地方自治法が改正され、特例市から中核市へ移行する市も多いと思います。時代状況を見据えながら、それにちゃんとすりあわせをしていけばいいのではないかと感じています。

○北川教授 大貫先生の質問に谷垣先生が前より随分自信を持って答えられているというか、前が見えてきているという気がします。自信はないとしても、前より説明がしっかりしてきている、進んでいるというふうに本当に思う。相当の努力をされたと思います。だからこそ、例えば条例制定一つとっても、幾つかの角度をお示しすれば、弁護士の仕事の領域は増えるし、泉市長の言う、市民にとって非常に好都合だということを証明できればいいわけです。私は岸先生と一緒にやった公金債権の研修も、自治体が飛びつくような勢いで、会場では本音の話が出始めています。形式要件ではなく。単年度契約では全然駄目ですよとか、具体的な話が出始めている。これも活動領域の変化です。様々なパブリックロイヤーの世界がどんどん見つけ出されて、それをビジネスの枠を拡大するのにつなげていくこと。私が実は申し上げたかったのは、形式的には大分整ってきたから、実質的にそういうところへ、ネクストバージョンに踏み込んで、本当に増えたよねというので、数値目標が大切だと、僕は申し上げているところです。

○谷次長 任用については、ワーキンググループができて、そこでかなり議論を掘り下げていっているということもあって、自信につながっているのかなというふうに思ったりはしておりますので、引き続きこの問題については、よろしく願いいたします。

○田島座長 今、泉さんから非常に大事な指摘もあったと思いますけれど、やはり、例えば日弁連の立場からどう領域を拡げるかというものをあまり強調しすぎる、もちろん弁護士の皆さんはそういう考え方を持っておられると思うのですが、そこは市民、国民が一体何

を必要としているのか、そこに的確に自分たちは応じているのかという視点で、切り開いていただければと思うのです。

今、御報告いただいた中でちょっと気になるのは、この包括外部監査人制度、これも法的には、今までの監査の在り方というのは、これは私が宮城県におりましたときに、食料費の問題とか、官官接待とか官の中のいろんな問題が出まして、非常に恥ずかしい話ですが、外部調査を実施して、皆さんに謝って、あのときからこの監査のやり方っておかしいのではないかと随分指摘されました。それが全国に広がって行って、この包括外部監査の制度ができあがったのだと思います。そのときに言われたのは、実はオンブズマンの弁護士の皆さんたちが大分切り込まれた。そのときの中心が弁護士さんたちだったのです。ですから、そういう面では、弁護士の感覚でもって切り込まれたものが非常に多くて、監査がお金のところに偏りすぎているのではないかという議論の中から、今のこういうものが生まれてきたのだと思うのです。ところが、今こうやって実際に数字を見せていただきましたら、弁護士は非常に少ないです。これは日弁連として、いけませんよという警告を発するべきです。これは、俺たちを雇えという意味ではなくて、法に反しています。

一つは、弁護士にも、オンブズマンのような活動でもって切り込まれている方法もあると思うのですが、法のところで実際運用していて、こうやって調査してみたら、こんなふうになっている、これはおかしいということをきちんと表明されるべきだと思います。どういう経過でこのような制度を作って、何を目指しているのか。そしたら当然主たる監査人の中には、弁護士がもっとたくさん参加しなければいけないだろうし、努力をもっと行政はすべきだ。法に従ってちゃんとやるべきだと、指摘すべきではないか。

是非、ここはこういう調査をしっかりとされて、私は恥ずかしながら知らなかったです。例えば宮城県なんかでも、当然監査人は弁護士が入ってやっていると思い込んでいました。ここは非常に大事なところで、住民からの信頼を勝ち取るかどうかというのは、一つはこういう監査の仕組みがしっかりしているということが大事だと思います。その重要性というものを指摘して、何らかの形で行動を起こしていただきたいと思います。

それから、あと、福祉のところで、子どもの問題については、川村先生から御報告いただきまして、まさに先生がおっしゃるとおりで、それも教育の現場や福祉のところも含めて、今非常に問題が出てきている。今日も、NHKの朝の番組で、弁護士の活動で、いじめの対策をやっている、非常に有効な手法だということを放送していたと思います。実際、今試行的にやっていたら保護者と学校という関係の解決だけじゃなくて、あるいは学校側の弁護士がついてというだけではなく、第三者的な役割をするということが非常に有効だというのは、あちこちで試してやっていた中から出てきているのだと。

そして、これはきちんと制度化しないと無理だと思います。ボランティアで一生懸命やっていたところ、教育もそうですけれども、福祉のところもそろそろ終わりにしないとならない。やはりきちんとした仕組みをどうやって作るかというのは、具体的に事例されたものをもとに進めていただければと思います。特に、触法の障がい者・高齢者については、今法務省でもいろいろ検討していただいて、例えば捜査、公判だけじゃなくて、その後のところまで社会復帰のところまでずっと寄り添う、寄り添い弁護人の在り方の検討などもしていただいています。仕組みというか、法律や制度として作っていく必要があるのではないかと思います。

この間、また子どもの事件が起こって、その中の分析もしておりますけれど、加害をしたその子の問題だけではありません。実は具体的にそういう可能性のある子を、具体的に私全国で数人預かっています。そのときに凄く注意するのは、私だけが取り組んでも非常に難しい。専門家のチームが必要です。今預かっている、私が見ている人というのは、全部共通点が一つあって、保護者が非常に高学歴です。そうすると、その親に児童相談所も、学校も、医師も歯が立たないという状態が起こる。そうすると、それぞれの部署では一生懸命取り組んでいるのですが、その子を守れない。その子が何かの罪を犯す可能性があっても、警察も太刀打ちできないというような家庭もある。それは親の考え方が非常に優先されてきます。そういうところはチームで、しかも親に対抗できるだけのチームで力のある程度持って対応していくというような仕組みを作らないとならない。数年前から心配している人たちは何人かいたのですが、結局結果として起こってしまった。それは他にも、全国にもそういう可能性のある人というのは結構多いわけです。

それを防ぐためには、それぞれの部門だけで努力するのではなくて、それをまとめてどこかできちんとコントロールするような仕組みを合わせて考えないといけないのではないかと。そこには絶対欠かせないのは、正に法律家の力です。同様の事件を二度と起こさないためにはどうするかというのを具体的な事例を一つの参考にして、それで議論し合うということは、凄く大事ではないかと思っています。

それから、財源をきちんと付けるということが必要だと思います。

もう一つ最後に、社会福祉法人の在り方の検討をいたしております。これは子どもたちからお年寄りまで全て、今全国で2万近くの社会福祉法人が関わって、いろんなサービスを提供しているわけですが、社会福祉法人は公の法人ですので、いろいろな特別優遇措置を受けています。しかしそれに合うだけのことをしているのかどうかという検討をしているところです。しかし、その検討会の中に弁護士は入っていません。弁護士だけでなく、法曹の方々が入っておりません。来年厚生労働省は、法律を作って、在り方のところの役割を作ると言っているのですが、正に法律家の目でもってここはこういうのもっとしっかりあるべきだという検討をされ、厚生労働省に申し出されるべきだと思います。

片一方、社会福祉法人は、いろいろなところから批判を受けています。税制上の優遇措置は、他の同じサービスを提供しているのに、NPO でやっているときと全く違うわけです。だから、社会福祉法人は本来こうあるべきだし、それから一説によると大変な剰余金を持っていると言われていました。新たな予算をどこかで要求してくるのではなくて、眠っている公的なお金があれば、それをいかに有効に使うかということに切り込めば、財源の裏付けもできるのです。新たに別の財源を作り出す必要がないものもあるわけです。そういうものをできれば具体的に項目を作っていただいて、この間、検討委員会の報告書案も既に出て、公にされていますので、その中の分析をしていただいて、付け加えたい。今、厚生労働省の中では、来年の法制改正に向けた準備をやっているところだと思いますので、子どもの分野などは、相当そこで受け入れられるものが出てくるのではないかと思います。また、貧困とか公共性の非常に強い、高い事業をきちんともっとやりなさいというのが大きな趣旨になりますから、我々のところでは刑務所の出所者等という形で、刑務所から出てきた、あるいは少年院の人たち等も含めて受け止めるということは、社会福祉法人の使命としてやりなさいというのをに入れていただくということにはしているのです。

○谷次長 ありがとうございます。

社会福祉法人の在り方の検討会については、私も知りませんが、これも情報収集をして必要に応じて何らかの提言なり、検討させていただくということになるかと思えます。いろいろと幾つもの課題について御発言を頂きました。包括外部監査についても、今回経験交流会を法律サービス展開本部の取組として実施しましたが、実は以前から取り組んでいました。過去、何回かにわたって経験交流会を実施していました。その課題が必ずしも共有されていなかったというような状況だったのですけれども、取組が進むにつれて、課題がより鮮明になってきたということが、今回の議論でも明らかになったのではないかと考えております。時間も過ぎてしましまして、他に何か最後にとということがあれば、御発言いただいて、なければ今後には、では、お願いします。

○泉市長 三点、今後の検討をお願いしたいと思います。1点目は、数値目標を設定する前提として、分野ごと、常勤、非常勤に分けていただけて結構ですから、どの分野に何人というふうに数値化していただきたい。どれぐらいの数がどう関われば、国民のニーズに応えられるのかという観点から整理を始めていただきたい。この基礎資料は是非次回の分科会で資料提出を事務局をお願いしたい。

2点目は、連携です。今日もオブザーバーに参加していただいておりますが、できれば、オブザーバーから現状の報告であるとか、今後の見通しであるとか、この間の議論を踏まえての意見であるとか、是非意見書などを頂けないかと思えます。

3点目は、3項目の重点項目化をお願いしたい。一つ目は児童虐待防止、二つ目がスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールロイヤーなどのいじめ防止などの分野、三つ目が高齢者・障がい者などの後見分野。この三つとも社会的に非常に注目されておりますし、社会的な動きもある分野でもありますし、弁護士の関わりも既にある分野ですから、特にこの三つにつきましては、重点項目化して、具体的な制度設計に入っていただきたいというお願いです。

特に、学校現場につきましては、社会福祉士会が本日お越しですが、国は、現在1000～1500人のスクールソーシャルワーカーを5年間で1万人にするという方針を決めました。私は、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールロイヤーが揃ってこそ、学校現場のいじめや不登校等々の対応が可能になると思っておりますし、これは国民からも歓迎され、学校現場からも歓迎されると思っておりますので、是非重点化して、御議論を賜ればと思っております。お願いします。

○谷次長 ありがとうございます。ではよろしいでしょうか。

それでは、今後の予定について、簡単に御説明をいたしますが、本日御報告した各施策につきましては、今後も実現に向けた作業を進めてまいりたいと思っておりますし、次回、次々回以降につきましては、それぞれの試行方策の進捗状況の御説明とともに、それらの成果や課題を踏まえた当分科会としての取りまとめを視野に入れた議論を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ、引き続きよろしくお願いたします。

それでは、本日の議事は全て終了させていただきます。第5回の分科会の終了とさせていただきます。第6回分科会の開催日時は追ってお知らせさせていただきたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。次回もよろしくお願いたします。